

改正 平成 27 年 7 月 31 日(適用 9 月)  
改正 平成 24 年 2 月 24 日  
神奈川県保健福祉部高齢福祉課長通知  
(平成 18 年 10 月 25 日)

## 特定事業所集中減算「正当な理由」の判断基準

- 下記のいずれかのケースに該当する場合には、正当な理由があるものとして取扱うものとし、減算の対象外となります。

- 1 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等の各サービス事業所の開設法人数が 5 未満である場合
- 2 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合
- 3 判定期間の 1 月当たりの平均居宅サービス計画（以下、「プラン」という。）件数が 20 件以下である場合
- 4 サービスごとに計算した場合に、対象サービスを位置付けているプラン件数が、判定期間の 1 月当たりの平均で 10 件以下である場合
- 5 (1) プラン作成時点で以下の各条件のいずれかに該当するプランを除いて再計算した場合に、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が 80 % 以下になる場合
  - ア 訪問介護サービスに関して、通院等乗降介助サービスを行っている事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に 5 事業所未満である場合において、これらの事業所を記載しており、かつ通院等乗降介助について位置付けがあるプラン
  - イ 訪問介護サービスに関して、早朝・夜間・深夜のサービスを行うことについて運営規程に定めている事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に 5 事業所未満である場合において、これらの事業所を記載しており、かつ早朝・夜間・深夜のサービスを行う必要性が位置付けられているプラン

ウ 訪問看護サービスに関して、早朝・夜間・深夜のサービスを行うことについて運営規程に定めている事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を記載しており、かつ早朝・夜間・深夜のサービスを行う必要性が位置付けられているプラン

- (2) 5 (1) ア、イ、ウ及び6の(1)、(2)の各条件に該当する利用者以外の利用者に対し、別添のガイドライン（事業所の比較検討に関する利用者説明ガイドライン）に従い、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域において当該種類のサービスを行っている事業所のうち、異なる法人が開設する5以上の事業所を比較検討できるよう、事業所の一覧表、パンフレット等を使用して十分説明を行い、利用者の希望及び当該事業所を選択した理由の確認を文書で得ている場合

6 プラン作成時点で以下の各条件のいずれかに該当するプランを除いて再計算した場合に、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が80%以下になる場合

- (1) 市町村又は区役所（政令指定都市の場合）から、プラン作成と居宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）特定福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、又は看護小規模多機能居宅介護（利用期間を定めて行うものに限る。））を同一法人の事業所で実施するよう依頼があった利用者のプラン

- (2) 判定期間に中に、他の居宅介護支援事業所の閉鎖等により引き受けざるを得なくなつた利用者のプラン